

久留米市認知症カフェ等運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市認知症カフェ等運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、認知症カフェ等を運営する団体に対し補助金を交付することにより、認知症カフェ等の開設を促進することで、認知症になっても住みやすい環境を実現するとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減すること及び地域住民への認知症の啓発を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「認知症カフェ等」とは、認知症の人及びその家族、地域住民等が相談、相互交流、情報交換等ができる拠点をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 久留米市内で認知症カフェ等を開設する団体であること。
- (2) 実施団体が2名以上で構成されること。
- (3) 会則、規約、定款等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (4) 本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別していること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれも該当する「認知症カフェ等」を運営する事業とする。

- (1) 久留米市認知症カフェ等活動状況届を提出していること。
- (2) 机等を配置し、複数の人が同時に過ごすことができる十分なスペースがあること。
- (3) 原則として、月1回以上開催し、1回当たりの開催時間は2時間以上とすること。
- (4) 活動中は、事故発生時に適切な対応を行うことができる人員を1名以上配置すること。
- (5) 主な活動内容として、次のアからウに掲げる全ての取り組みを行うこと。
 - ア 認知症の人及びその家族等が安心して集い、交流する場の提供と交流の促進
 - イ 認知症に関する知識を深めるための講習会等の実施

ウ 認知症に関する本市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供

(6) 3年以上継続した事業実施が見込まれること。

(7) 久留米市が行う事業の周知等の協力を行うこと。

(8) 地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域の関係者等と連携を図るとともに、市民ボランティア（認知症サポーター及び市民など）の積極的な参加を促進し、地域に開かれた場となるように努めること。

2 補助対象団体が行う事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) この要綱以外の久留米市の制度に基づく補助金の交付を受け、又は受けることが決定している事業

(2) 営利を目的とする事業

(補助対象経費)

第6条 補助金を交付する対象となる経費は、次の別表1に掲げる経費とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、別表1に定める補助対象経費の支出額の合計額から参加料その他の収入額を控除した額と別表2に定める限度額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金は、同一の補助対象団体に対して5年度分を交付の限度とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号の書類を添えて、次条に定める受付期間に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 事業収支予算書（様式第1号の1）

(3) 申請団体調書（様式第1号の2）

(4) 定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法について定めるもの

(5) 認知症カフェ等開催予定会場の位置図及び写真（建物外観及び会場内）

(6) 久留米市認知症カフェ等活動状況届の写し

(補助金交付申請の受付期間)

第9条 新たに申請団体を募集するときは、受付期間を定め、市ホームページなどで公募を行う。

(暴力団の排除)

第10条 団体名簿に記載された者は、その社会的責任に鑑み、暴力団（暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有してはならない。

（関係書類の整備）

第11条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第2号）
- (2) 事業収支計算書（様式第2号の1）
- (3) 補助対象経費の領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

補助対象経費	
報償費	外部の講師への謝礼
交通費	講師及びボランティアの交通費
燃料・光熱水費	活動に必要な燃料・光熱水費
備品購入費	事業の実施に必要な備品の購入費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費
食糧費	事業の実施に必要な茶菓子等
印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両や機材等の借上料
通信費	事業の実施、連絡等の郵便等通信費
保険料	事業実施に係る保険料
その他事業の実施に当たり市長が認めるもの	

※自宅等を開放している場合、使用料（光熱水費込み）1時間 1,000 円を限度とし経費を認める。ただし、自宅等の改修費は認めない。

※備品は認知症カフェ等専用であること。

別表 2（第 7 条関係）

年度	補助率	限度額
1～3年目	10/10	300,000 円
4年目	4/5	200,000 円
5年目	1/2	150,000 円
6年目以降	補助なし	

※年度とは、初めて補助金を交付した年度を1年目として数えることとする。

事業収支予算書

認知症カフェ等の名称：

(単位：円)

【収入の部】

項目	予算額	内容	積算基礎
補助金			1,000円未満切り捨て
事業収入			
協賛金・寄付金 助成金など			
団体負担金			
合計			

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	品名	単価	数量 (時間)	単位	事業費	補助対象額	備考
報償費 (講師謝礼)								
交通費(講師及 びボランティア)								
燃料・光熱水費								
備品購入費								
消耗品								
食糧費								
印刷製本費								
使用料及び賃 借料								
通信費								
保険料								
合計								

※自宅等を開放している場合、使用料を1時間1,000円として経費を認める。ただし、自宅等の改修費は認めない



※備品は認知症カフェ等専用であること。

※千円未満切捨

様式第1号の2

申請団体調書

団体の名称					代表者名						
設立年月日 (活動開始日)					所在地						
設立の趣旨											
組織	役職名	氏名		ふりがな		生年月日				性別	住所 (番地以降は不要)
		姓	名	姓	名	元号	年	月	日		
	会員数										
主な事業											

※久留米市暴力団排除条例に基づき福岡県警に照会させていただきます。

※「団体調書」は、久留米市の後援申請の手続きにも併用できます。

様式第2号

事業実施報告書

実施年月日	内容	従事者（職種）	参加人数
計 回			

※参加人数は運営スタッフを除いた数字を記載すること。

※枠が足りない場合は印刷して利用すること。

収支決算書

認知症カフェ等の名称：

【収入の部】

(単位：円)

項目	決算額	内容	積算基礎
補助金			1,000円未満切り捨て
事業収入			
協賛金・寄付金 助成金など			
団体負担金			
合計			

【支出の部】

(単位：円)

項目	決算額	品名	単価	数量 (時間)	単位	事業費	補助対象額	備考
報償費 (講師謝礼)								
交通費(講師及 びボランティア)								
燃料・光熱水費								
備品購入費								
消耗品								
食糧費								
印刷製本費								
使用料及び賃 借料								
通信費								
保険料								
合計								

※自宅等を開放している場合、使用料を1時間1,000円として経費を認める。ただし自宅等の改修費は認めない

※備品は認知症カフェ等専用であること。



千円未満切捨

※千円未満切捨